

(お知らせ)

29. 3. 24
防衛装備庁

ユニチカ株式会社他1社に対する指名停止措置について

平成29年3月10日、独占禁止法第3条（不当な取引制限の禁止）の規定に違反する行為を行っていたことにより、公正取引委員会からユニチカ株式会社に対し排除措置命令及び課徴金納付命令が、また、株式会社クラレに対し排除措置命令がなされました。

これを受け、当省としては、本日、ユニチカ株式会社に対して平成29年3月24日から同年9月23日までの6ヶ月間、株式会社クラレに対して平成29年3月24日から同年6月23日までの3ヶ月間、指名停止の措置をとることといたしました。